

## 藤沢市国際貢献のための放置自転車の供与に関する要綱

平成29年8月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「法」という。）、藤沢市自転車等の放置防止に関する条例（平成2年藤沢市条例第29号。以下「条例」という。）第13条及び藤沢市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（平成2年藤沢市規則第21号。以下「規則」という。）第8条に定める処分を行うにあたり、一定数を藤沢市の国際貢献事業に用いるために必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、条例及び規則で使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 発展途上国 経済協力開発機構の開発援助委員会が作成する「援助受取国・地域リスト」に記載されている国及び地域をいう。
- (2) 大使館等団体 前号の発展途上国が日本国内に置いている大使館等公館及びそれらの委任を受けた団体をいう。
- (3) 所有自転車 条例第13条第1項に基づく放置自転車等を移動した旨の告示の日から起算して6月を経過し、法第6条第4項の規定により藤沢市に所有権が帰属した自転車をいう。
- (4) 輸送及び整備等 前号の所有自転車について、藤沢市の指定する保管場所から発展途上国の対象地までの間に生じる輸送、組立その他必要な行為一切をいう。
- (5) 輸送経費 前号の輸送及び整備等で生じる一切の経費をいう。
- (6) 年度 毎年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。

(供与の対象者等)

第3条 この要綱の規定に基づき所有自転車の供与を受けることができるものは、発展途上国を代表する大使館等団体であって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 藤沢市長に対して、発展途上国を代表する大使館等団体であることの証明を行うこと。

- (2) 発展途上国における自転車の必要性について、事業計画書等文書により説明すること。
  - (3) 輸送及び整備等において藤沢市に損害を与えた場合については、その相当額を補償すること。
  - (4) 輸送経費について、その総額を負担すること。
  - (5) 輸送及び整備等において暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）の関与を行わせないこと。
- 2 供与は、所有自転車の確保台数の範囲内で行うものとし、上限は一月あたり10台、一年あたり100台とする。

（供与の申請手続）

第4条 所有自転車の供与を受けようとするものは、藤沢市国際貢献のための放置自転車の供与事業参加申請書（第1号様式。以下「参加申請書」という。）を次に掲げる書類を添えて、供与を受ける予定の日の6月以上前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときはこの限りでない。

- (1) 第2条第2項に規定する大使館等団体であることを証する書類
- (2) 事業計画書
- (3) 輸送及び整備等に係る収支予算（計算）書（第2号様式）（以下「収支予算（計算）書」という。）又はこれに代わる書類
- (4) 輸送及び整備等に係る従事予定者名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

（供与の決定等）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を藤沢市国際貢献のための放置自転車の供与事業決定等通知書（第3号様式。以下「供与決定等通知書」という。）により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により供与を決定する場合において、事業を適切に行わせるため、当該決定に必要な指示又は条件を付することができる。
- 3 市長は、第1項の規定に基づき所有自転車の供与を決定した場合において、事業の経費、従事予定者等があらかじめ確定しないものについては、前条第3号の収支予算（計算）書等もしくは同第4号の従事予定者名簿等を予定により收受し、供与決定等通知書にその旨を記載したうえ、当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 所有自転車の供与を受けようとするものは、前条第1項に基づく供与決定の内容又はこれに付された条件等に不服があるときは、供与決定等通知書を受領した日から1ヶ月以内に申請の取下げをすることができる。取下げは書面により行い、受領した供与決定等通知書を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る所有自転車の供与の決定は、なかったものとみなす。

(届出義務等)

第7条 所有自転車の供与を受けようとするものは、事業に着手するときにあつては事業着手届(第4号様式)を、完了したときにあつては事業完了届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、所有自転車の供与を受けようとするものに対し、事業の進捗状況を把握するための報告を随時求めることができる。

(事業の計画変更)

第8条 所有自転車の供与を受けようとするものは、事業の計画若しくは内容を変更しようとするとき又は事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、藤沢市国際貢献のための放置自転車の供与事業計画変更(中止)承認申請書(第6号様式)に変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載した書面その他市長が必要と認める書面を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、藤沢市国際貢献のための放置自転車の供与事業計画変更(中止)承認等通知書(第7号様式)により当該申請者に通知するものとする。

3 所有自転車の供与を受けようとするものは、事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(事業実績報告書の提出)

第9条 所有自転車の供与を受けたものは、供与を受けた後6月以内に、藤沢市国際貢献のための放置自転車の供与事業実績等報告書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該事業の成果を記載した書類
- (2) 収支決算書(第9号様式)又はこれに代わる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(備付帳簿)

第10条 所有自転車の供与を受けたものは、事業に係る経理についての収支を明確にした証拠書類について、事業の完了の日の属する年度の翌年度から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）による自転車の耐用年数2年を経過するまでの期間の終了まで保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第11条 所有自転車の供与を受けたものは、その自転車について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 所有自転車の供与を受けたものは、その自転車について、市長の承認を受けずに供与の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するなどの処分をしてはならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市国際貢献のための放置自転車の供与事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

藤沢市国際貢献のための放置自転車の供与事業参加申請書

|  |  |
|--|--|
| 年 月 日  |  |
| 藤沢市長   |  |
| 所在地  |  |
| 名 称  |  |
| 代表者氏名  |  |
| 印  |  |
| <p>次のとおり藤沢市国際貢献のための放置自転車の供与事業に参加したいので、藤沢市国際貢献のための放置自転車の供与に関する要綱第4条の規定により申請します。</p> |  |
| 1 事業名  | 国際貢献のための放置自転車の供与事業   |
| 2 供与対象国  |  |
| 3 事業費  |  |
| 4 事業概要   | <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>  |
| 5 着手予定年月日  | 年 月 日  |
| 6 完了予定年月日  | 年 月 日  |
| 7 添付書類   | <input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算（計算）書 <input type="checkbox"/> 委任関係書類<br><input type="checkbox"/> 従事予定者名簿 <input type="checkbox"/> その他（ ）  |
| 8 市の確認に係る同意  | <p>藤沢市国際貢献のための放置自転車の供与事業参加申請に当たり、添付の従事予定者名簿登載者について、藤沢市国際貢献のための放置自転車の供与に関する要綱第3条第1項第5項に係る確認を行うことに同意します。</p> <p style="text-align: center;">名 称</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> |

第2号様式（第4条関係）

収支予算（計算）書

（収入の部）

| 区 | 分 | 収入（予定）額 | 摘 | 要 |
|---|---|---------|---|---|
|   |   |         |   |   |
|   |   |         |   |   |
|   |   |         |   |   |
|   |   |         |   |   |
|   |   |         |   |   |
|   |   |         |   |   |
|   |   |         |   |   |
|   |   |         |   |   |
|   |   |         |   |   |

※この事業にかかわる部分のみの経費を記載してください。

（支出の部）

| 区 | 分 | 支出（予定）額 | 摘 | 要 |
|---|---|---------|---|---|
|   |   |         |   |   |
|   |   |         |   |   |
|   |   |         |   |   |
|   |   |         |   |   |
|   |   |         |   |   |
|   |   |         |   |   |
|   |   |         |   |   |
|   |   |         |   |   |
|   |   |         |   |   |

※この事業にかかわる部分のみの経費を記載してください。

第3号様式（第5条関係）

藤沢市国際貢献のための放置自転車の供与事業決定等通知書

|  |  |
|--|--|
| 年 月 日<br>(平成 年)  |  |
| 様  |  |
| 藤沢市長 氏 名 印   |  |
| 年（平成 年） 月 日付けで参加申請のあった藤沢市国際貢献のための放置自転車の供与事業については次のとおり決定したので、藤沢市国際貢献のための放置自転車の供与に関する要綱第5条の規定により通知します。 |  |
| 1 区 分  | <input type="checkbox"/> 供与する <input type="checkbox"/> 供与しない |
| 2 事 業 名  | 国際貢献のための放置自転車の供与事業   |
| 3 供与対象国  |  |
| 4 供与台数   |  |
| 5 条 件  |  |
| 6 指 示  |  |

第4号様式（第7条関係）

事業着手届

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 年 月 日      |                    |
| 藤沢市長       |                    |
| 住 所        |                    |
| 名 称        |                    |
| 代表者氏名      |                    |
| 印          |                    |
| 次のとおり届けます。 |                    |
| 1 事業名      | 国際貢献のための放置自転車の供与事業 |
| 2 供与対象国    |                    |
| 3 着手年月日    | 年 月 日              |
| (事務処理欄)    |                    |



第5号様式（第7条関係）

事業完了届

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 年 月 日      |                    |
| 藤沢市長       |                    |
| 住 所        |                    |
| 名 称        |                    |
| 代表者氏名      |                    |
| 印          |                    |
| 次のとおり届けます。 |                    |
| 1 事業名      | 国際貢献のための放置自転車の供与事業 |
| 2 供与対象国    |                    |
| 3 着手年月日    | 年 月 日              |
| 4 完了年月日    | 年 月 日              |
| 5 添付書類     |                    |
| (事務処理欄)    |                    |

第6号様式（第7条関係）

藤沢市国際貢献のための放置自転車の供与事業計画変更（中止）承認申請書

|  |                    |
|--|--------------------|
|  | 年 月 日              |
| <p>藤沢市長</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">住 所</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">名 称</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">代表者氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> |                    |
| <p>年 月 日付けで供与の決定のあった藤沢市国際貢献のための放置自転車の供与事業について次のとおり 変更 ・ 中止 したいので、藤沢市国際貢献のための放置自転車の供与に関する要綱第8条の規定により申請します。</p>  |                    |
| 1 事業名  | 国際貢献のための放置自転車の供与事業 |
| 2 供与対象国  |                    |
| 3 変更内容   |                    |
| 4 変更完了年月日  | 年 月 日              |
| 5 添付書類   |                    |
| (事務処理欄)  |                    |

第7号様式（第7条関係）

藤沢市国際貢献のための放置自転車の供与事業計画変更（中止）承認等通知書

|  |  |
|--|--|
| 年 月 日<br>(平成 年)  |  |
| 様  |  |
| 藤沢市長 氏 名 印   |  |
| 年(平成 年) 月 日付けで変更承認申請のあった藤沢市国際貢献のための放置自転車の供与事業について、次のとおり決定したので、藤沢市国際貢献のための放置自転車の供与に関する要綱第8条の規定により通知します。 |  |
| 1 区 分  | <input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない |
| 2 事 業 名  | 国際貢献のための放置自転車の供与事業   |
| 3 変 更 内 容  |  |
| 4 条 件  |  |
| 5 指 示  |  |

第8号様式（第9条関係）

藤沢市国際貢献のための放置自転車の供与事業実績報告書

|  |  |
|--|--|
|  | 年 月 日  |
| <p>藤沢市長</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">名 称</p> <p style="text-align: right;">代表者氏名 <span style="float: right;">印</span></p> <p>年 月 日付けで供与決定のあった藤沢市国際貢献のための放置自転車の供与事業について、次のとおり実施したので、藤沢市国際貢献のための放置自転車の供与に関する要綱第9条の規定により報告します。</p> |  |
| 1 事業名  | 国際貢献のための放置自転車の供与事業   |
| 2 供与対象国  |  |
| 3 供与台数   |  |
| 4 着手年月日  | 年 月 日  |
| 5 完了年月日  | 年 月 日  |
| 6 経過と内容  | <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 40px;"></div> |
| 7 添付書類   |  |
| (事務処理欄)  |  |

